

第9章 国際社会への貢献

第1節 国際社会における課題設定及び合意形成への積極的参加・協力

近年、厚生労働行政の多くの分野で、国際社会での動きと国内政策が連動するようになってきている。

例えば、新型コロナウイルス感染症対応等で得られた教訓を踏まえ、将来の公衆衛生危機への予防、備え及び対応を行い、有事にも平時にも資する各国の保健システムを強化することや、高齢化の進行、薬剤耐性（AMR）対策、生活習慣病等の非感染症疾患（Non-Communicable Diseases：NCDs）の増加への対応には、多国間の連携が不可欠である。また、デジタル化・グリーン化による産業構造の変化に対する労働市場での取り組みも、国際的に議論が行われる課題となっている。

2022（令和4）年5月には、政府のグローバルヘルス戦略が策定され、本戦略の目標であるグローバルヘルス・アーキテクチャーの構築への貢献及びより強靱、より公平、より持続可能なユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（universal health coverage：UHC）の達成に向けた取り組みを行っている。加えて、2024（令和6）年8月には、グローバルヘルス戦略を踏まえつつ、厚生労働行政の更なる推進のために、国内戦略と国際戦略を連動させることが必要との観点から、「厚生労働省国際保健ビジョン」を策定した。

日本国民の健康と生活の安定を守るため、厚生労働省は、世界保健機関（World Health Organization：WHO）や国際労働機関（International Labour Organization：ILO）を始めとする国際機関の活動等へ積極的に参画し、国際社会における課題設定や合意形成に努めている。

1 保健医療分野

(1) G7及びG20

G7とは、フランス、アメリカ、英国、ドイツ、日本、イタリア、カナダ（議長国順）の7か国及び欧州連合（EU）が参加し、G7首脳会合や関係閣僚会合において、その時々国際社会における重要な課題について議論を行う枠組みである。2024（令和6）年はイタリアがG7の議長国を務め、保健分野では、同年10月10日及び11日にG7保健大臣会合がイタリア（アンコーナ）で開催され、「グローバルヘルス・アーキテクチャー



G7代表者の集合写真

（GHA）と将来のパンデミックへの予防・備え・対応（PPR）の強化」、「生涯にわたる疾病予防を通じた健康的でアクティブな高齢化とイノベーション」、「ワンヘルス・アプローチ」について議論を行い、会合の成果として、「G7保健大臣コミュニケ」が採択される

とともに、「AIに関するG7ポリシーブリーフ：保健医療セクターへの機会と課題」が公表された。

G20とは、G7に加え、アルゼンチン、豪州、ブラジル、中国、インド、インドネシア、メキシコ、韓国、ロシア、サウジアラビア、南アフリカ、トルコ（アルファベット順）が参加する枠組みである。2024年10月30日及び31日にブラジル（リオデジャネイロ）においてG20保健大臣会合が開催され、「パンデミックへの予防・備え・対応」、「健康の公平性」、「デジタルヘルス」、「気候変動と健康」について議論を行い、会合の成果として、「G20保健大臣宣言」及び「気候変動、健康及び公平性並びにワンヘルスに関するG20保健大臣宣言」が発出された。加えて同年10月31日には、G20財務大臣・保健大臣合同会合も開催され、財務・保健連携の必要性等について意見交換が行われた。



会合の様子

(2) 世界保健機関 (WHO)

WHOは、全ての人々が可能な最高の健康水準に到達することを目的とし、感染症対策、医薬品・食品安全対策、健康増進対策等を行う国際機関である。日本は、総会や執行情事会における審議や決定等に積極的に関与している。

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行にともない、WHOのもつ健康危機対応能力に対して注目が集まるとともに、WHOの組織統治の検証・改革の必要性や安定した資金調達方法が様々な場において議論されている。2024（令和6）年5月に開催された第77回WHO総会では、国際保健規則（International Health Regulations：IHR）（2005（平成17）年の改正や2025（令和7）年から2028（令和10）年までのWHOの戦略目標等が盛り込まれた第14次総合事業計画等について議論され、IHR改正案がコンセンサスで採択された。IHRの主な改正内容としては、「パンデミック緊急事態」の定義を新たに規定したこと、「IHR実施のための委員会」の設置を規定したこと等がある。改正されたIHRは、拒絶又は留保を表明した国を除く全ての加盟国に対して、改正の採択に関するWHO事務局長による通報の日から12か月後に効力が生じることとなる。

また、2024年10月には、第75回WHO西太平洋地域委員会が開催され、西太平洋地域における事業について議論された。

今後注目されるWHOにおける取組みとしては、パンデミックへの予防、備え及び対応に関するWHOの新たな法的文書（WHO convention, agreement or other international instrument on pandemic prevention, preparedness and response：WHO CA+、「WHOパンデミック協定」（仮称））の策定等があげられる。本件について、2021（令和3）年の第2回WHO特別総会で設立が決定した政府間交渉会議において、2022（令和4）年2月に最初の会合が開催されて以来、交渉を重ね、2025（令和7）年5月の第78回WHO総会において、協定本体が採択された。なお、病原体へのアクセ

スとワクチン等の国際的な配分の仕組みについて、今後作成交渉が行われる附属書で定めることとなっている。日本は、引き続き円滑かつ活発な議論促進に貢献している。

また、WHOは、気候変動に強靱かつ低炭素で持続可能な保健医療システムを構築することを目的に設立された気候変動と健康に関する変革的行動のためのアライアンス（Alliance for Transformative Action on Climate and Health：ATACH）の事務局を務めている。2024年5月の第77回WHO総会において厚生労働省はATACHへ正式に参加した。気候変動と健康に関する課題について、関係省庁とも協力しながらATACHを通じて国際的な貢献を行うとともに、国内での取組みも進めている。

【参考】	令和7年度世界保健機関拠出金	590,620千円
	令和7年度世界保健機関分担金	6,988,891千円

(3) 経済協力開発機構（OECD）

経済協力開発機構（Organisation for Economic Co-operation and Development：OECD）は、各国との自由な意見交換・情報交換を通じて、経済成長、貿易自由化、途上国支援に貢献することを目的とした38か国からなる国際機関であり、国際経済の「スタンダード・セッター」、「世界最大のシンクタンク」とも呼ばれている。

OECDの保健医療分野に関する事業の主な活動として、保健医療分野の政策分析・研究、それらに関する議論を行う「医療委員会」の開催及びOECD加盟国等の保健関連統計データ（「ヘルスデータ」）の収集・編纂を行っており、こうした客観的な政策分析や国際比較データは、厚生労働省関連の政策を検討する際の一助になっている。

厚生労働省では、医療委員会に参加し、OECDの作業に対して方向性を示すことや日本の事例をOECD加盟国に紹介することで、積極的な貢献を行っている。2024（令和6）年の同委員会では、看護職の負担軽減に向けた取組み、医師偏在への対応、保健医療分野における性差分析の方向性、気候変動対策等について情報を共有した。2024年1月にフランスで開催された第4回OECD保健大臣会合では、保健システム強靱化のための健康危機への予防・備え・対応（PPR）、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ達成の重要性、医療保険制度の持続可能性を高めるための日本の取組みについて発言したほか、公衆衛生上の脅威である薬剤耐性（AMR）対策に関する日本の取組みを紹介した。

(4) 東南アジア諸国連合（ASEAN）

東南アジア諸国連合（Association of Southeast Asian Nations：ASEAN）と日本、韓国、中国の3か国との連携強化の流れの中で、厚生労働分野では、保健、労働及び社会福祉の分野ごとにASEAN＋3の担当大臣会合・高級事務レベル会合が行われている。

保健分野においては、ASEAN＋3保健大臣会合が2004（平成16）年から2年に1回、ASEAN＋3保健担当高級実務レベル会合が毎年開催されている。2024（令和6）年8月には、ASEAN＋3保健大臣会合がラオス（ビエンチャン）で開催され、「パンデミック後の新たな文脈における国境を越えた健康危機に対するデジタルイノベーションを通じたASEANの健康安全保障の強化」について議論を行い、デジタル・ヘルス分野での日本の知見及び経験等を共有し、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ達成を推進するための日本

の取組みについて紹介した。

(5) 日中韓三国保健大臣会合

2024（令和6）年12月に日本（東京）で第17回日中韓三国保健大臣会合を主催し、公衆衛生安全保障の強化、健康な高齢化の推進、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジを達成するためのより強靱で公平で持続可能な保健システムの構築について議論、協力関係の維持及び一層の強化を行うことを内容とする「第17回日中韓三国保健大臣会合共同声明」を採択した。また、「パンデミック及び重大な影響を及ぼす可能性のある感染症に対する予防、備え及び対応に関する覚書」と「パンデミック及び重大な影響を及ぼす可能性のある感染症に対する予防、備え及び対応における共同行動計画」の更新を行った。

(6) その他の国際保健分野への取組み

世界的な健康危機管理の向上及びテロリズムに係る各国の連携強化等を目的とし、G7とメキシコ、欧州委員会（EC）の保健担当閣僚等の会合として、世界健康安全保障イニシアティブ（Global Health Security Initiative：GHSI）が継続的に開催されている。2023（令和5）年5月には、日本で閣僚級会議が開催され、生物、化学、放射線、核（CBRN）の脅威に対する国際的な健康への備えと対応の強化と、CBRN 脅威に対応するために必要な危機対応医薬品等（MCM）へのアクセスを確保するための準備と連携の重要性について議論した。

そのほか、2025（令和7）年2月に第7回Tokyo AMR One-Health Conference（AMRワンヘルス東京会議）を開催し、2016（平成28）年4月のAMRアジア保健大臣会合にて創設された「AMRに関するアジア太平洋ワンヘルス・イニシアチブ（ASPIRE）」の4つの優先領域である、①サーベイランス・システムと検査機関ネットワーク、②医療マネジメント、③抗微生物薬のアクセスと規制、④研究開発を各国で協力して推し進めていくためにワーキンググループの進捗を共有した。

2024（令和6）年8月には、第14回アジア太平洋経済協力（Asia Pacific Economic Cooperation：APEC）保健・経済ハイレベル会合がペルー（リマ）で開催され、「保健の包摂性：誰一人取り残さないエンパワーメントと経済成長への道」をテーマとして、「ジェンダーと保健」、「気候変動と健康」、「プライマリ・ヘルス・ケア（PHC）の取組み：生涯にわたる予防接種とコミュニティ・メンタルヘルス」の3つの議題について議論を行った。日本からは、「プライマリ・ヘルス・ケア（PHC）の取組み：生涯にわたる予防接種とメンタルヘルスケア」のセッションで、日本の「母子手帳」について紹介しつつ、日本として予防接種に関する正確な情報と理解が広まる仕組みの構築を目指している旨発言した。また、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジをAPEC地域全体で達成することに向けて、日本として議論・意見交換の場や国際協力を通して貢献していく考えを、改めて表明した。

2024年9月には、第79回国連総会ハイレベルウィークの中で、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジに関する日本共催のイベントや、2023年から日本が主導する「グローバルヘルスのためのインパクト投資イニシアティブ」（Impact Investment Initiative for Global Health：Triple I for Global Health）に関するイベントで日本の国際保健に関

する取組みを積極的に発信した。

さらに、日本の製薬産業の研究開発力を活かして開発途上国向けの顧みられない熱帯病、マラリア、結核に対する治療薬、ワクチン及び診断薬の研究開発を官民連携で促進する公益社団法人グローバルヘルス技術振興基金（Global Health Innovative Technology Fund：GHIT）、世界的に重大な影響を与えうるが平時において需要が少ないエボラ出血熱等の感染症へのワクチンの研究開発を支援する感染症流行対策イノベーション連合（Coalition for Epidemic Preparedness Innovations：CEPI）、途上国における予防接種体制の整備やワクチン等の普及を支援するGaviワクチンアライアンス（Gavi）、薬剤耐性菌（AMR）に対する新規治療薬の開発を推進するグローバル抗菌薬研究開発パートナーシップ（Global Antibiotic Research and Development Partnership：GARDP）、及び薬剤耐性菌対策バイオ製薬アクセラレータ（Combating Antibiotic-Resistant Bacteria Biopharmaceutical Accelerator：CARB-X）のそれぞれに資金を拠出し、各組織の費用支出が厚生労働省の拠出目的に沿って適切になされているかどうかをチェックしながら、連携を図っている。

また、世界エイズ・結核・マラリア対策基金（Global Fund）への拠出を通じ、途上国における三大感染症（エイズ、結核、マラリア）対策及び保健システム強化に対する支援を行い、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）達成に向けた取組みに貢献している。さらに、ストップ結核パートナーシップへの拠出を通じて、革新的な結核診断機器や治療薬の結核蔓延国への供給、特に、小児多剤耐性結核治療の推進を支援している。

2 労働分野

(1) G7及びG20

G7の労働分野では、2024（令和6）年9月12日及び13日に、G7労働雇用大臣会合がイタリア（カリアリ）で開催された。本会合では、①仕事の世界におけるAIの人間中心の開発と利用、②高齢社会における強靱な労働市場、③柔軟で包括的なスキルと生涯学習施策システム、④包摂的な労働市場と安全で健康的な労働環境の推進について議論が行われ、G7労働雇用大臣宣言が採択された。

我が国からは厚生労働大臣が出席し、高齢者の就業支援、介護サービスの充実、AI技術の活用等に関する我が国の取組みや外国人介護人材獲得等に関して「厚生労働省国際保健ビジョン」を紹介しつつ、昨年の日本議長国下の議論を踏まえ、人口動態の変化や、デジタル・トランスフォーメーション、グリーン・トランスフォーメーションに対応するため、「人への投資」がますます重要になることを強調した。

G20の労働分野では、2024年（令和6）7月25日及び26日に、G20労働雇用大臣会



G7代表者の集合写真

合がブラジル（フォルタレーザ）で開催された。本会合では、①社会的包摂を確保し、貧困を撲滅するための質の高い雇用の創出及びディーセント・ワークの促進、②気候変動、デジタルやエネルギーの変革と仕事の世界における公正な移行に関する課題、③労働の世界におけるジェンダーの平等と平等及び多様性の促進、④すべての人の生活の質を向上させる手段としてのテクノロジーの使用について議論が行われ、G20労働雇用大臣宣言が採択された。



会合の様子

我が国からは厚生労働副大臣が出席し、各議題に対する我が国の状況や取組みを各国大臣等と共有するとともに、働く人がやりがいを持って十分に能力を発揮することにより経済を活性化し、所得も向上する好循環を生むことが重要であり、そのような議論をG20各国とともに深めていくことを呼びかける旨の発言を行った。

(2) 国際労働機関 (ILO)

ILOは、労働条件の改善を通じて社会正義の実現等に寄与することを目的として、雇用・労働の分野における国際的な取組みを行う機関であり、労働組合や使用者団体も交えた政労使三者構成を特徴としている。日本は、常任理事国となっており、政労使ともに総会や理事会における審議に積極的に関与している。ILOは、国際労働基準として、これまで191の条約及び208の勧告を採択しており、2025（令和7）年3月末時点では、日本は、このうち50の条約を批准している。

毎年6月に開催されるILO総会はILOの最高意思決定機関であり、加盟国の政府、労働者、使用者の各代表によって新たなILO条約及び勧告や労働問題等について討議が行われている。

2024（令和6）年6月の第112回ILO総会では、厚生労働副大臣が演説を行い、日本のILOへの貢献と、ディーセント・ワークの実現に向け、ILOと連携して引き続き努力していく決意を発信するとともに、少子高齢化社会における労働力確保や子ども・子育て政策の強化に係る我が国の取組みを紹介した。会議では、生物学的な危険に対する労働者の保護や、労働における基本的原則と権利、ディーセント・ワークとケアエコノミーに関する議論などが行われた。

(3) 経済協力開発機構 (OECD)

OECDは、雇用・労働分野に関する事業の主な活動として、雇用労働問題の政策分析・研究、それらに関する議論を行う「雇用・労働・社会問題委員会」の開催及びOECD加盟国等の労働経済の分析や雇用関連データの提供を行う「雇用アウトルック」の作成を行っている。2024（令和6）年6月には、OECD加盟国の移民政策レビューシリーズの日本版である「Recruiting Immigrant Workers: Japan 2024」を公表した。人口高齢化による労働力不足を移民労働者で補うことが期待される中、高度人材ポイント制の導入

や留学生の定着率の高さを評価する一方、移民労働者をさらに呼び込むために、永住権取得の条件緩和や家族の同伴や転職を認めていない技能実習制度の改善などが提言されている。また、2024年10月には、高齢者雇用政策に関する合同イベントをOECDと厚生労働省が合同で開催した。OECDのエコノミストや海外の学識経験者、日本の学識経験者を東京に招いて、日本の高齢者雇用政策の現状や課題及び今後の方向性等について、講演やディスカッションが行われた。2025（令和7）年2月には、「社会政策の新たなフロンティア：未来への投資」をテーマとして、OECD社会保障大臣会合が開催され、少子化、人口高齢化などのOECD加盟国が直面する課題に対応した社会政策の在り方について議論が行われ、会合の成果として議長声明がとりまとめられた。日本からは、持続可能な社会保障制度を構築する必要性について述べるとともに、仕事と育児の両立支援、高齢者層の労働参加等に関する日本の取組みについて紹介した。

(4) 東南アジア諸国連合（ASEAN）

ASEANの労働分野においては、ASEAN+3労働大臣会合（隔年開催）及びASEAN+3高級労働事務レベル会合（毎年開催）が開催されている。2024（令和6）年10月にはシンガポールを議長国として、第13回ASEAN+3労働大臣会合及び第22回ASEAN+3高級労働事務レベル会合が開催され、レジリエンスの強化とイノベーションの促進をテーマとして議論が行われた。厚生労働省からはILOへの任意拠出金を通じたASEAN諸国への支援などについて説明を行い、ASEAN域内の技能移転や移民労働者の社会保障を始めとした労働分野における協力の進捗等がまとめられた共同声明が採択された。

3 社会保障・福祉分野

ASEAN諸国と隣接する日中韓の相互の依存関係がますます深まる中、社会福祉・開発分野における共通課題や、日本等からの技術協力等について意見交換を行うことを目的として、ASEAN+3社会福祉大臣会合が2004（平成16）年から3年に1回、高級実務レベル会合が毎年開催されている。2024（令和6）年12月にはASEAN+3社会福祉高級実務レベル会合がオンラインの形式で開催され、作業計画2021-2025の進捗報告や同計画に基づく各国の報告が行われた。

また、2003（平成15）年から毎年、ASEAN地域の社会保障分野における人材育成の強化並びに日本及びASEAN諸国間の情報・経験の共有と中長期的な協力関係の構築・強化を目的として、ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合を開催している。本会合は、ASEAN各国の社会福祉、保健医療、雇用政策を担当する行政官及びWHO、ILO、国際協力機構（Japan International Cooperation Agency：JICA）等の協力機関の参加を得て行われている。本会合の結果は、ASEAN+3保健大臣会合、社会福祉大臣会合及び労働大臣会合において報告され、ASEAN諸国から高い評価を得ると同時に、今後の会合への期待も表明されている。2024年11月に、第22回ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合を神奈川県で開催し、「UHCと『健康な社会づくり』の好循環」をテーマとして、ASEAN各国からの参加者や国内外有識者とともに、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成・維持と健康な社会づくりに向けた取組みの現状や課題を共有した上で、分野・部門横断的な取組みの重要性を確認し、今後の政策立案に役立つ提言をまとめた。

第2節 開発途上国等への国際協力

厚生労働省では、医療保健、社会福祉、社会保障、労働環境整備、人材開発の各分野において、日本の知識・経験をいかして、WHO、ILOをはじめとする国際機関、ASEANやアジア太平洋経済協力（APEC）等の枠組みを通じた国際協力、また、外務省やJICA、民間団体と連携して、ワークショップ開催、専門家派遣、研修員受入れ、プロジェクト計画作成指導などの技術協力を行い、開発途上国の人材育成、制度づくりに貢献している。

1 保健医療分野

WHOを通じて、鳥・新型インフルエンザやエボラ出血熱、新型コロナウイルス感染症などの公衆衛生上の危機への対応強化に努めるとともに、国立健康危機管理研究機構（JIHS）を中心に途上国への専門家の派遣や技術協力を行っているほか、エイズの感染拡大に対処するため、国際連合エイズ合同計画（Joint United Nations Programme on HIV/AIDS：UNAIDS）を通じて援助を行うなど、様々な形で医療保健分野における国際協力を行っている。

また、全ての人々が、適切な健康増進、予防、治療、機能回復に関するサービスを、支払い可能な費用で受けられる状態を指すユニバーサル・ヘルス・カバレッジに関して、疾病負担が多様化し、健康格差が拡大する現状にかんがみ、公平性や経済的リスク保護を重視する意味において、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの推進は今後ますます重要になる。

ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ達成はSDGsの一つとして位置づけられており、日本はWHO等の国際機関や各国政府と協力し、約60年間にわたる国民皆保険の経験を踏まえ、その実現までに得られた知見を他国と共有するとともに、世界的に進行する高齢化への対応など検討を続けていく。この取組みの一環として、WHOや世界銀行等の機関と連携し、特に低・中所得国におけるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ達成のための知見収集や人材育成を行う世界的な拠点、「UHCナレッジハブ」を日本に設置すべく、現在準備を進めている。「UHCナレッジハブ」では、低・中所得国の財務省及び保健省関係者に対する保健財政に関する研修を通じた人材育成等を予定しており、これらの取組みを通じて世界全体のユニバーサル・ヘルス・カバレッジ達成に向けて貢献していく。

2 労働分野

ILOに対する任意拠出金により、ILOを通じた開発協力事業（マルチ・バイ事業）を実施しており、アジア太平洋地域を中心とした開発途上国におけるグローバル・サプライチェーンにおけるディーセント・ワークの実現のため、労働安全衛生、社会保険制度、児童労働の撲滅等の労働問題の解決を支援している。

また、2011（平成23）年度から、アジア諸国において、国際的な労使団体の持つネットワークを活用し、公的サポートが行き届かない人々の生活の自立に向けたセミナー実施、互助団体の設立等により、草の根レベルでの社会セーフティネット構築の支援を行っている。

人材開発分野については、開発途上国において人材育成を重視する機運が一層高まっていることから、日本との経済的相互依存関係が拡大・深化しつつある東南アジアを中心に、質の高い労働力の育成・確保を図るため、技能評価システム（技能競技大会・技能検定）を通じた技能移転事業を通じて、日系企業と連携しつつ、技能評価システムの構築・改善のための協力を行っている。また、外務省やJICAと連携し、開発途上国における人材開発関係施設の設置・運営や技能人材育成のためのシステム整備等に関する助言、人材開発関係専門家の派遣、人材開発関係研修員の受入れ等を行っている。

3 社会保障・福祉分野

アジア地域の開発途上国における社会保障制度整備を支援するため、社会保障制度の構築に対する専門家派遣や社会福祉・社会保険行政能力向上に関する研修員受入れなどを行っている。

また、ILOを通じた開発協力事業により、アジア地域の開発途上国のニーズを踏まえた社会保険制度整備のための支援を行っている。

第3節 各国政府等との政策交流の推進

急速に少子高齢化が進行している日本においては、共通の課題に取り組む諸外国との国際比較の中で日本の制度の特性や問題点等について検証し、日本の政策立案の参考とすることが重要である。一方、日本の取組みに対する諸外国からの関心も非常に高くなっている。このため、ドイツ、北欧諸国、フランス、中国、韓国との間で、社会保障政策政府間交流としてセミナーやシンポジウムを実施している。

2024（令和6）年度においては、7月に東京にて「認知症の人が地域で希望を持って暮らせる社会作り」をテーマとする日独高齢化シンポジウムを、10月に東京にて「未婚化と少子化対策、地域包括ケア（医療・介護の連携と高齢者の健康づくり）」をテーマとする日中韓少子高齢化セミナーをそれぞれ開催した。

また、雇用・労働分野における共通の課題を解決するため、労使、専門家を交えた政策交流が重要となっている。このため、EU、ドイツ、アメリカとの間で、労働政策政労使交流等としてシンポジウム等を実施している。2024年度においては、10月にベルギーにて日EU双方の労使及び政府が参加し、準備会合・専門家交流を開催し、関係者との協議により、2025（令和7）年7月に、東京にて労働安全衛生をテーマにシンポジウムを開催することで合意した。また、12月にアメリカにて「人材育成」などをテーマとする日米労働政策対話を開催した。

第4節 経済連携協定（EPA）等への対応

1990年代以降、世界貿易機関（World Trade Organization：WTO）を中心とした多角的貿易体制における貿易自由化を補完する二国間又は多国間の経済連携協定

(Economic Partnership Agreement : EPA) 等の締結により、世界各地で経済連携が加速・拡大されてきた。こうした流れを受けて、我が国との間でシンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴル、EU、アメリカ及び英国との協定並びに環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership : CPTPP)、地域的な包括的経済連携 (Regional Comprehensive Economic Partnership : RCEP) 協定、インド太平洋経済枠組み (Indo-Pacific Economic Framework for Prosperity : IPEF) サプライチェーン協定、IPEF クリーン経済協定、IPEF 公正な経済協定及びIPEF 協定が発効している。厚生労働省の所掌分野である、食の安全・安心、公的医療保険制度等の社会保障制度、労働関係制度等については、我が国の制度を堅持する内容となっている。なお、インドネシア、フィリピン及びベトナムとのEPAでは、看護師候補者及び介護福祉士候補者を一定の条件の下で受け入れ、日本の国家資格を取得するための就労・研修等、国家資格取得後の日本国内における看護師及び介護福祉士としての就労を認めている。

また、現在交渉中のEPA及びFTA (Free Trade Agreement : FTA) としては、日・バングラデシュEPA、日GCC・EPA及び日UAE・EPA等がある。EPA等の交渉では、物品貿易の自由化促進等を中心に様々な分野の交渉が行われており、厚生労働省関係としては、「衛生植物検疫措置」、「貿易の技術的障害」、「サービス貿易」、「自然人の移動」、「知的財産」、「労働」などの分野が存在する。